市 事 調 第 2 号 平成 2 6 年 5 月 1 日

京都市会議長 橋村 芳和 様

市会改革推進委員会 委員長 寺田 かずひろ

市会改革推進委員会報告書

この度,市会改革推進委員会では,平成26年4月18日(第36回)の委員会において,下記の項目について,別添のとおり検討結果を取りまとめましたので,御報告いたします。

記

○ 委員会における直接傍聴の実施

市会改革推進委員会における協議結果について

平成26年4月18日(第36回)の委員会において、各会派から提案された個別項目についての協議を行った結果、以下のようにまとまった。

〇 委員会における直接傍聴の実施

【検討趣旨】

現状の委員会室のスペースを踏まえ,委員会の直接傍聴を市民に原則的に許可するかどうかを検討する。

【委員の主な意見】

- 市民に委員会の雰囲気を直に感じてもらうためにも実施すべき。
- ・ 施設の広さや安全性の確保の点で課題がある。

【試行実施】

市会改革推進委員会において、平成25年1月18日(第21回)の委員 会から試行実施を行った。

<実施方法>

- ・ 傍聴席を10席(一般席9席,車いす・盲導犬等傍聴席1席)設置した。
- ・ 事務局職員1名を傍聴者の誘導係として配置した。

<実施結果>

- 平成26年3月4日(第35回)の委員会までの間に、傍聴者数は計41名となった。
- 委員会運営の支障となる事態は発生しなかった。

【委員会での結論】

- ・ 市会改革推進委員会については、直接傍聴を実施する。実施に当たって必要な規程の整備等は、議運での協議に委ねる。
- ・ 常任委員会等については、出席する理事者の数や審査の内容など、 市会改革推進委員会とは状況が異なることから、会議室の構造、広さ などの課題が解消されてから、前向きに検討する。